

概要版

# 福岡市文化財保存活用地域計画

令和4年7月  
福岡市



# 1 作成にあたって

## はじめに

本計画は、令和5（2023）年度～9（2027）年度までの5か年で本市が取り組む文化財の保存・活用に関するアクションプランです。平成31（2019）年3月に策定したマスタープランである『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針～福岡市歴史文化基本構想～』に基づいています。

## 作成の背景

### ●文化財保護法の改正

市民と行政の連携による文化財の総合的・一体的な保存・活用が求められています。

### ●「持続可能な開発目標（SDGs）<sup>※</sup>」の実践



都市としての発展や経済成長と文化財の継承を両立する、「持続可能」な文化財の保存・活用が求められています。

### ●ポストコロナ社会で果たすべき文化財の役割

新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらした変化や分断からの回復の動きに対し、人々の心の充実（ウェルビーイングの向上）に資する分野への文化財の積極的な活用が求められています。

### ●現在のまちづくりに受け継がれている歴史文化

多様な交流が育んだ本市ならではの歴史文化は、現在や未来のまちづくりに活用できる財産です。歴史文化を継承していくことは、まちの発展・成長につながります。

## 作成の目的

本市は、平成31（2019）年3月、社会全体で将来にわたって文化財を継承し、都市のさらなる活力と魅力創出に繋げていく中長期も見据えた文化財の保存・活用に関するマスタープランとして『福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針～福岡市歴史文化基本構想～』（以下、「歴史文化基本構想」）を策定しました。

本計画は、この「歴史文化基本構想」を踏まえ、文化財保護法183条の3に位置づけられる「文化財保存活用地域計画」として作成した、保存・活用に関するアクションプランです。本市が「福岡市総合計画」に基づき推進しているさまざまなプロジェクトを踏まえつつ、市民と行政の連携による文化財の保存・活用の具体的な施策を定め、その推進により文化財を保存しながら活用していく好循環を生み出していくことを目的とします。

※ SDGs:「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(平成27(2015)年9月の国連サミット採択)に記載された国際目標。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すとしており、17のゴール・169のターゲットから構成されている。

## 2 福岡市の歴史文化の特徴

「歴史文化基本構想」では、本市の歴史文化の特徴を下記のように捉えました。

海を通じた交流を軸にアジアの拠点として発展を遂げた  
2000年を超える歴史文化の重層性

### 歴史文化を育んだ人々をひきつける地勢

博多湾を中心として、河口部には漁業や海運業を営む浦々が、稲作に適した肥沃な平野部では早くから農村集落が形成されてきた。背後には深い山々がそびえ、農・林業、山岳寺院の造営などが都市文化を支えてきた。このような地勢は、人々をひきつけ、都市が発展する要因となっている。

### 2000年間多様な文化と交わりながら進化してきた都市発展の歴史文化

金印を授けられた奴国や伊都国の繁栄、古代の外交施設である鴻臚館、中世に国際貿易都市として栄えた博多、江戸時代の福岡城下町、明治時代以降の福岡市と、各時代の社会的・歴史的状况を背景として、性格が異なる都市が重層的に形成している。

### 2000年にわたる都市集積を示す豊富な文化財

大陸や朝鮮半島との交流の歴史を今に伝える文化財、現代に継承される都市基盤が整えられた近世の歴史や文化を物語る文化財、そして近代に入りアジアとの交流を背景に目覚ましい都市発展を遂げてきた現在と関係が深い文化財など、本市ならではの歴史を物語る文化財が豊富に残されている。

部門	種別	国指定	県指定	市指定	国登録	市登録	合計
有形文化財	建造物	9	11	16	43	21	100
	絵画	13	6	16	-	-	35
	彫刻	11	12	22	-	-	45
	工芸品	20 (3)	15	21	-	-	56
	書跡・典籍・古文書	11 (1)	6	31	-	-	48
	考古資料	10 (1)	16	57	-	-	83
	歴史資料	-	2	6	-	-	8
無形文化財	芸能	-	3	2	-	-	5
	工芸技術	1	4	-	-	-	5
民俗文化財	有形民俗文化財	-	17	14	-	-	31
	無形民俗文化財	2	7	21	-	24	54
記念物	遺跡	13	5	14	-	-	32
	名勝地	-	-	2	1	-	3
	動物・植物・地質鉱物	2	3	4	-	-	9
合計		92 (5)	107	226	44	45	514

■ もの   ■ ばしょ   ■ いとなみ

※国指定のうち ( ) 内は、国宝の件数

市内において文化財保護法や福岡市文化財保護条例等に基づき指定・登録された文化財の数は514件（令和4（2022）年5月現在）です。その内訳は国指定文化財が92件、県指定文化財が107件、市指定文化財が226件、国登録文化財が44件、市登録文化財が45件となっています。

また未指定文化財は28,115件を把握しています。

# 3 福岡市文化財保存活用地域計画の基本目標

## 基本目標

本計画では、市民と行政の連携による保存・活用の具体的な施策を定め、令和5（2023）年度～9（2027）年度までの5か年でその推進を図ります。「歴史文化基本構想」の目指す方向「福岡ならではの2000年都市の歴史文化を継承し、さらなる活力と魅力につなげる都市」の実現に向けて、より実効性の高い、文化財を「知る」・「守る」・「活かす」取組を推進することを基本目標として、以下を掲げます。

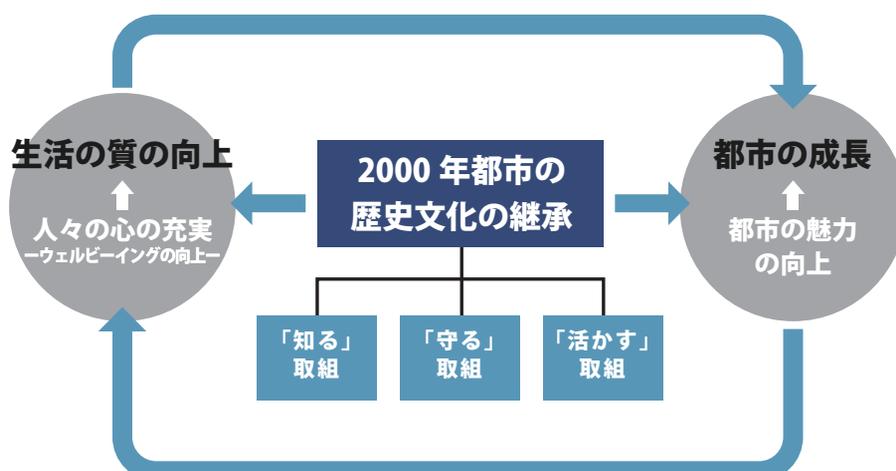
### 地域計画の基本目標

2000年都市の歴史文化を継承し、  
「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環を創出するため、  
文化財を「知る」・「守る」・「活かす」取組を推進します

※「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環は、『第9次福岡市基本計画』の「都市経営の基本戦略」に掲げています。地域計画の実効性を高めることを意図し、基本目標に設定しました。

## 基本目標実現への道すじ

市民と行政の連携により、2000年都市の歴史文化を継承し、「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環を生み出していくためには、文化財を「知る」・「守る」・「活かす」取組に関わる地域コミュニティ、文化財関連団体、文化財の所有者等、企業等、大学等教育研究機関、行政でその方向性を共有し、取り組んでいくことが重要です。したがって、「知る」・「守る」・「活かす」取組から好循環の創出に至る過程を基本目標の実現への「道すじ」として以下に整理しました。本市は、この道すじを共有する人々との連携を大切にしながら、文化財を「知る」・「守る」・「活かす」取組を推進していきます。



# 4 課題と方針

本市では、地域コミュニティ、文化財関連団体、文化財の所有者等、企業等、大学等教育研究機関と行政が相互に連携しながら、文化財の保存・活用に取り組んでいます。

基本目標の実現に向けて、本市における文化財の保存・活用の現状と本計画において対応すべき課題を、「知る」・「守る」・「活かす」の3つの取組に分けて整理します。

## 課題

### 知る

- ①増加する発掘調査への対応
- ②調査を必要とする文化財への対応
- ③文化財の情報の共有が不十分

### 守る

- ①調査が及んでいない歴史的建造物等の継承の危機
- ②適切な保存管理のための環境・体制づくり
- ③防災・防犯への対応
- ④文化財の所有者にかかる修理復旧の負担の増大

### 活かす

- ①情報発信における訴求力の不足
- ②公開事業への参加者層の固定化
- ③文化財による観光振興に対する期待への対応
- ④MICE 振興に向けた文化財関連施設の受け入れ環境や条件の整備不足
- ⑤文化財による地域コミュニティ活性化に対する期待への対応
- ⑥地域に伝わる祭り・行事、伝統芸能、伝統工芸の継承の危機
- ⑦地域の歴史文化を共に学ぶ機会の減少・不足

## 方針

### 1) 調査研究

地域の新たな魅力の発見と情報共有



### 2) 保存管理

保存管理のレジリエンスの強化

### 3) 修理復旧

持続可能な修理復旧の推進



### 4) 公開

多様な交流が育んだ歴史文化のストーリーの発信

### 5) 観光振興

文化観光の推進

### 6) 地域振興

歴史文化を活かした共創による地域づくり

### 7) 学び・教育

学び合いを通じたコミュニケーションの活性化



# 5 重点施策

市民と行政の連携により、計画期間内に特に力をいれて取り組む文化財の保存・活用を、「知る」「守る」「活かす」それぞれの重点施策として設定します。これら施策は、取組主体間、そして関連主体との連携を強化しつつ、推進します。

重点施策の設定にあたっては、歴史文化の継承への寄与や、人々の心の充実（ウェルビーイングの向上）および都市の魅力向上への貢献を重視しています。

なお、これらの重点施策は、「歴史文化基本構想」で市内全域を歴史文化の観点から区分した15の「歴史文化エリア」を対象としています。

文化財を「知る」

## 重点施策1 地域の新たな魅力の発見と情報共有



未だ知られていない文化財を把握し地域の新たな魅力とするため、計画的な調査研究の推進と体制充実を図り、地域の歴史文化を明らかにする取組を進めます。また、調査研究の成果は、誰でも簡単に入手できる情報として整理します。

- 取組1-① 発掘調査体制の充実
- 取組1-② 寺社資料調査の推進
- 取組1-③ 文化財データベースの構築



仏像の調査

文化財を「守る」

## 重点施策2 保存管理のレジリエンスの強化



文化財を未来に継承していくため、日常的には保存状態の変化を把握しながら適切な保存管理に努めるとともに、災害時に備えた対策を強化します。

- 取組2-① 歴史的建造物等の保存・継承
- 取組2-② 史跡の持続可能な管理
- 取組2-③ 文化財を未来へ継承するための保存管理体制の充実
- 取組2-④ 災害等への対策の強化



建造物の防火対策

## 重点施策3 持続可能な修理復旧の推進



所有者だけでなく、行政や地域が一体となって、適切に文化財の修理復旧を行っていくため、事業の公開・情報発信等を進め、地域に伝わる文化財の保護への理解の醸成に取り組みます。

- 取組3-① 修理復旧と公開の推進



絵画の修理

## 重点施策4 多様な交流が育んだ歴史文化ストーリーの発信



市内外の人々に本市の歴史文化の魅力を伝えるため、さまざまな文化財の公開を進めるとともに、それらをつなぐ本市ならではの歴史文化のストーリーを発信します。

- 取組 4-① 歴史文化のストーリーの発信強化
- 取組 4-② 福岡市博物館・美術館を中心とした文化財の公開
- 取組 4-③ 史跡等の公開の推進



ストーリーの発信強化 イメージ

## 重点施策5 文化観光の推進



ポストコロナ社会で予測される、マイクロツーリズムや長期滞在型観光等の社会状況の変化を踏まえながら、観光客等の本市への来訪を促すため、地域に伝えられてきた歴史文化を、より多くの人々が楽しみながら理解を深めることのできる文化観光を推進します。

- 取組 5-① 文化財の地域観光への活用推進
- 取組 5-② 祭り・行事の継承支援
- 取組 5-③ MICE の受け入れ環境整備



文化財の地域観光への活用推進

## 重点施策6 歴史文化を活かした共創による地域づくり



多様な人々と地域の未来を共に創るため、交流や協力のネットワークづくりを通して、地域に根差した建造物や史跡、祭りや行事、伝統芸能、伝統工芸等の保存・活用を進めます。

- 取組 6-① 文化財の連携による地域の魅力の創出
- 取組 6-② 地域に伝わる祭り・行事、伝統芸能、伝統工芸の継承支援



史跡におけるイベント

## 重点施策7 学び合いを通じたコミュニケーションの活性化



歴史文化を通じて、地域住民や世代間の交流を活性化し、地域に愛着を持ち未来を考えるきっかけとするため、地域の歴史文化のストーリーの共有を進め、多様な学習の場の充実を図ります。

- 取組 7-① 地域の文化財を活かした多様な学びの強化
- 取組 7-② 歴史文化を通じた交流を促す環境づくり



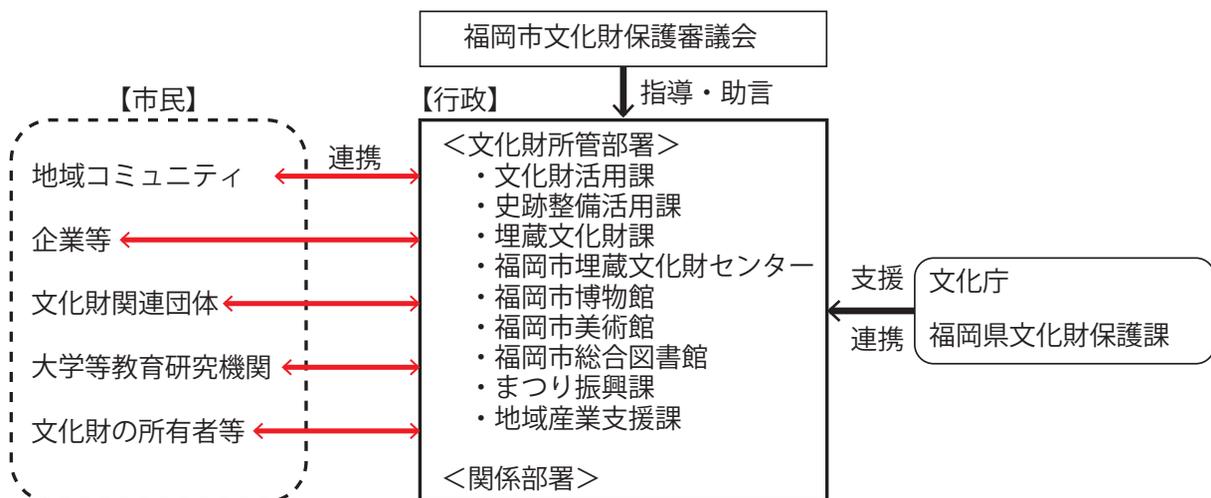
地域の歴史を通じた親子の交流

# 6 文化財の保存活用の推進体制

本市は、多様な文化との交流を背景として、2000年にわたって都市として発展をつづけてきました。今に伝わる文化財は、このような本市固有の歴史文化を示す大切な財産です。本計画を確実に推進し、文化財を市民とともに継承しながら、「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環の創出を実現するためには、前節で掲げた施策に取り組む主体がそれぞれ期待される役割を果たしつつ、各主体の長所を活かし、情報や意見を交換し、協力しあいながら有機的に施策を推進することが求められます。

## 【取組主体の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住んでいる地域の歴史文化に興味・関心を持つ。</li> <li>●文化財の保存・活用の取組に参画する。</li> </ul>
地域コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の文化財の価値や課題について住民と共有し、地域活動等を通じて文化財の保存・継承へ積極的に関わる。</li> <li>●地域コミュニティの活性化に文化財を積極的に活用する。</li> </ul>
文化財関連団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財の保存・活用に関して、それぞれの創意工夫により自律的な活動を展開する。</li> <li>●文化財を保存・活用する活動の牽引役として、文化財の価値や魅力を発信する。</li> </ul>
文化財の所有者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財を適切に管理し、文化財に関する様々な課題を行政等の関係機関や周辺住民と共有する。</li> <li>●文化財の公開・活用を通じて、その価値や魅力を積極的に情報発信する。</li> <li>●関係機関と連携しながら、担い手の育成や確保を行う。</li> </ul>
企業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財保護の社会的意義を理解する。</li> <li>●文化財を活かした商品の開発や文化財に関係する団体等への支援等の企業活動を通じて、文化財の保護に貢献する。</li> </ul>
大学等教育研究機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財の保存・活用に関わる人材育成を行う。</li> <li>●文化財に関する調査研究を行い、その成果を積極的に情報発信する。</li> <li>●地域の文化財の保存・活用に関する多様な活動に対して、学術的知見から助言・支援を行う。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財保護法をはじめとした関連法令を適切に執行し、本計画等に基づいて、文化財の保存・活用を推進する。</li> <li>●文化財と関係者との間を積極的にとりもち、多様な主体による文化財の保存・活用を促進する。</li> <li>●文化財の保存・活用にかかわる各主体がそれぞれの役割を果たせるように積極的に支援する。</li> <li>●市民が文化財の保存・活用の取組に参加しやすい環境を整える。</li> <li>●上記の役割を果たすことのできる専門職員を育成・確保する。</li> </ul>



市民と行政の連携

福岡市文化財保存活用地域計画  
概要版  
令和4年7月  
編集・発行 福岡市

